（注２）　特定役員とは、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号）第２条第13号に規定する業務執行役員及び同条第14号に規定する業務執行決定役員をいう。

（注３）　［略］

（注４）　［略］

（注５）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを（注４）に準じて記載すること。

（注６）　日本の国籍の有無の欄は、特定役員に該当する場合に記載すること。

（注７）　［略］

（注８）　株式会社であるか、その他の法人又は団体であるかにかかわらず、役員又は役員予定者の履歴書及び特定役員が日本の国籍を有することを証する書類を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

［(7)～(18)　略］

［24～32　略］

別表第二号第５　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。）、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

［１枚目～３枚目　略］

［注１～38　略］

39　38の欄の（別紙）は、次によること。

［(1)・(2)　略］

(3)　別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ア　議決権の総数

区　　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		特定外国株式(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			

［新設］

（注１）　［同左］

（注２）　［同左］

（注３）　兼職の欄は、基幹放送の業務を行う事業及び新聞事業に係るものについてはその全部を、その他のものについては、その代表的なものを（注２）に準じて記載すること。

［新設］

（注４）　［同左］

（注５）　役員又は役員予定者の履歴書を添付するほか役員予定者については役員就任承諾書を添付すること。

［(7)～(18)　同左］

［24～32　同左］

別表第二号第５　衛星基幹放送局及び衛星基幹放送試験局（以下この別表において「衛星基幹放送局等」という。）、人工衛星局及び宇宙局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。）

宇宙無線通信を行う実験試験局であつて、宇宙物体に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設する実験試験局」と、「宇宙局」とあるのは「人工衛星以外の宇宙物体に開設する実験試験局」と読み替える。

アマチュア局であつて、人工衛星に開設するものについては、本様式のとおりとする。この場合において、本様式中「人工衛星局」とあるのは「人工衛星に開設するアマチュア局」と読み替える。

［１枚目～３枚目　同左］

［注１～38　同左］

39　38の欄の（別紙）は、次によること。

［(1)・(2)　同左］

(3)　別紙(3)は、次の様式により記載すること。

フリガナ 氏名又は名称	住　所	職　業	総議決権に対する比率	備　　考
			%	

（注１）　総議決権に対する比率が100分の１以上の者（株式会社にあつては出資者、特定非営利活動法人、一般社団法人及び公益社団法人にあつては社員、一般財団法人及び公益財団法人にあつては評議員）について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載すること。

（注２）　設立中の法人にあつては、（注１）によるほか、発起人全員について記載すること。

（注３）　増資その他の理由により将来において、総議決権に対する比率が100分の１以上となる場合は、それについて併せて記載すること。